

報道機関各位



平成28年10月4日

室蘭開発建設部 広報官

国道37号^{はくちょうおおはし}白鳥大橋通行規制期間変更のお知らせ

室蘭開発建設部では、白鳥大橋の長寿命化の一環として、9月5日（月）から舗装補修工事による通行規制を実施しているところですが、通行規制期間を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

通行規制により、道路利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、規制解除までの間、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

記

- 規制期間（規制終了日の変更）**
（変更前）平成28年9月5日（月）～平成28年11月30日（水）
（変更後）平成28年9月5日（月）～平成28年10月14日（金）15時
- 変更の理由** 舗装を撤去したところ、鋼製の橋の上面（舗装下）の錆が広範囲で確認されたことから、補修方法の見直しが必要となり、これに伴い、今年補修する範囲（延長）を縮小する必要が生じたため。
- 工事規制区間** 国道37号室蘭市^{じんやまち}陣屋町～^{しゆくづちょう}祝津町（白鳥大橋 L=2.6km）
※工事規制区間に変更はありません。
- 規制予定時間** 工事に伴う各日の時間帯の通り抜け方向に変更はありません。
 - ・6時～15時 祝津方面へ通行可
（陣屋方面へは通り抜けできません。）
 - ・15時～22時 陣屋方面へ通行可
（祝津方面へは通り抜けできません。）
 - ・22時～翌6時 交互通行

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部
室蘭道路事務所 所長 ^{わだ よしあき}和田 芳明 電話 0143-85-3135
道路整備保全課 課長 ^{おの でら ひとし}小野寺 仁 電話 0143-25-7047（ダイヤルイン）

室蘭開発建設部ホームページアドレス

<http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/>